萠芽会会則

昭和 50 年 5 月 25 日制定
昭和 53 年 6 月 24 日改定
昭和 61 年 6 月 28 日改定
平成 13 年 6 月 16 日改定
令和 4 年 7 月 23 日改定

第１条（名称）

本会は萠芽会（浪速工業会機械電気科部会）と称する。

第２条（目的）

本会は会員の協力によって親睦と知識の向上をはかり、産業界の発展に寄与することを目的とする。

第３条（事務局）

本会は事務局を一般社団法人浪速工業会萠芽会におく。振替口座の住所を会計宅におく。

第４条（会員〉

本会の会員は次の通りとする。

1.正会員・・・・・機械電気科卒業生

2.在校生会員・・・機械電気科在校生

3.特別会員・・・・機械電気科職員および元職員

4.賛助会員・・・・本会の事業に賛助し、役員会で認められた者。

第５条（構成）

本会の構成は卒業生部会と在校生部会とに分ける。

在校生部会については別に定める。

第６条（役員）

本会は次の役員をおく。

1.会長・・・・・・・・・・・・・１名

2.副会長・・・・・・・・・・・・２名

3.会計監査・・・・・・・・・・・１名

4.総務、会計、事業、編集・・・若干名

5.顧問・・・・・・・・・・・・・若干名

6.クラス幹事・・・・・・・・・・各卒業期クラス毎に１名

第７条（選出方法）

役員の選出は次の通りとする。

1.会長、副会長、会計監査は役員会において推薦し総会で決定する。

2.総務、会計、事業、編集の各担当は役員会において決定する。

3.顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。

4.クラス幹事は正会員中より各卒業期クラス毎に選出する。

第 8 条（任務）

役員の任務は次の通りとする。

1.会長は本会を代表し会務を統括する。

2.副会長は会長を補佐し、会長支障あるときはこれを代行する。

3.会計監査は本会費の収入、支出一切に関する監査を行う。

4.総務、会計、事業、編集担当は役員会及び各種の行事、会議に出席しそれぞれの会務を処理する。

5.クラス幹事は役員会及び各種の行事､会議に出席し会務の処理とクラスの取りまとめを行う。

第 9 条（任期）

役員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

第 10 条（補欠役員）

役員に欠員を生じたときは補欠選出をする。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 11 条（総会）

卒業生部会は原則として毎年 1 回開催する。

第 12 条（総会の議事）

総会は次の議事を行い議決する。

1.会務報告および会計報告

2.会則の改定

3.役員の選出

4.その他会長が必要と認めた事項

第 13 条（役員会）

役員会は第 6 条の役員によって構成し、必要に応じて会長が招集する。

第 14 条（議決権）

会議の議決は当日出席者の過半数による。

第 15 条（経費）

本会の経費は浪速工業会還元金、寄付金などを之に当てる。

第 16 条（会計年度）

本会の会計年度は 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

（附則）

1.本会則に定められていない事項は役員会にはかり、会長が処理する。

2.在校生部会は別に定める会則に基づいて運営する。